

福井県済生会訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会が開設する福井県済生会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、もってステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、主治医により指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認められた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、関係市町、及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福井県済生会訪問看護ステーション
- 二 所在地 福井市和田中町舟橋7番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 保健師若しくは看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供に当たる。
- 二 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 常勤2.5名以上（内、常勤1名以上）
理学、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置する。
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
- 三 事務職員 実情に応じた適当数を配置する。
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話

- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(介護保険法に係る利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の原則1割、2割または3割とする。

なお、訪問看護が法定代理受領分以外のサービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。

- 2 死後の処置に対しては、8,000円の支払を受ける。

(健康保険法等に係る利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法等に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費の支払を受ける。その額は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき40円とする。但し、公共交通機関等使用の場合は、実費とする。
- 3 死後の処置に対しては、8,000円の支払を受ける。
- 4 前三項に定めるものの他、サービスの提供に係る費用は、必要に応じ別途定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福井市（平成18年2月市町村合併以前）、永平寺町松岡地区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 24時間対応体制において看護師等以外の職員も電話連絡を受け、看護師等と連携を図り対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上に開催するとともにその結果に従業者に周知する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービスの提供中に、当該従事者又は養護者（利用者の家族

等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修及びその他次の留意事項に基づき運営する。

- 一 採用時研修
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会法人^{恩賜財団}済生会支部福岡県済生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情などに対する窓口を設置し、サービス提供に関する利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、保存する。

(身体拘束の禁止)

第14条 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供の継続を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 ステーションは、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 ステーションは、当ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を年1回以上実施する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正 平成16年 5月 7日

一部改正 平成16年 5月28日

一部改正 平成17年11月 1日

一部改正	平成18年	4月	1日
一部改正	平成19年	4月	1日
一部改正	平成19年	10月21日	
一部改正	平成20年	4月	1日
一部改正	平成21年	2月16日	
一部改正	平成21年	6月	1日
一部改正	平成21年	10月	1日
一部改正	平成22年	4月	1日
一部改正	平成24年	4月	1日
一部改正	平成26年	4月	1日
一部改正	平成27年	4月	1日
一部改正	平成27年	7月	1日
一部改正	平成29年	4月17日	
一部改正	平成30年	8月	1日
一部改正	令和6年	6月	1日